

## 東海村シンドROOM連載第11回

「臨界事故から1年

あの「土下座」は何だったのか！

補償を渋るJCO」

ルポライター

明石昇二郎

【サンデー毎日】2000年10月15日号掲載

1年前の臨界事故で、JCOの社長は住民たちに土下座した。その場で社長は「おわび」を口にし、誰もがすべての被害は補償されるものと受けとった。しかし、そうはならなかった。「中性子線被曝の村」には今、補償から取り残され、「事故の後遺症」に苦しみ続ける被曝住民たちの姿がある。

「臨界事故被害者の会」代表世話人の大泉昭一さん（72歳）は現在、原因不明の皮膚のかゆみと炎症に苦しんでいる。臨界事故発生当時、JCOから120日しか離れていないところにある職場で仕事をしていた大泉さんは、事故後、腕の皮膚に水膨れが繰り返しできた上にケロイド状になり、顔はいつも酒を飲んでいるかのような赤ら顔になってしまった。また、少々体を動かす仕事をしただけで下痢になり、ひどい時には脱水症状に至るばかりか40度にも及ぶ発熱を伴うこともある。事故の前日まで元気だった妻（61歳）は、事故の翌日から始まった下痢で5日間にもわたって苦しみ、食事も満足に取れない状態となったことに加え、胃潰瘍になった。事故のショックから精神的にも参ってしまい、寝たきりの状態がしばらく続いた。今も妻は2週間に1度、精神病院に通っている。ただ、病名は単に「鬱病」とされている。事故でそうなったのは明らかだから、その旨を診断書に書いてもらおうと大泉さんが医師に頼んだところ、「作為行為になるからできない」と応じてもらえなかった。

「医者が診断書に書けるのは、その診断時の体の状況だけ。たとえ被曝していることが事実であっても、診断書で事故との因果関係にまで言及してもらおうことなど、我々被害者にとっては至難の技。それをわかった上でJCO

〇は『医者に診断書を書いてもらえ』などと言う」（大泉さん）

よって現在、体の不調を訴える被曝住民たちの声は、事故との因果関係を認めた医師の診断書が提示されていないことを理由に、JCOはおろか国からも黙殺されている。当然、被曝住民への医療費の補償も全く実施されていない。「被害者の会」会員にみられる症状には、皮膚に出た斑点やかゆみ、口内炎、事故直後から下痢が続くなどの大腸の異常、血圧が高く寝たり起きたりといったものがあるが、その治療にかかる費用はすべて住民らの自前。事故を起こして死亡した2人のJCO職員には我が国最高レベルの厚い看護が施された一方で、事故の巻き添えで被曝させられた住民に対してはこの仕打ちとは……。

ひとたび原子力施設で事故が起きれば、被災した周辺住民はこれほど過酷な目に遭わされるのである。国によって推定被曝線量は「6・5<sup>3</sup>シーベルト」であるとされた大泉さんは言う。

「私たちが一体、何をしたいのですか？そもそもJCOの『裏マニュアル』がこうした事故を引き起こしたわけですよ。事故直後、社長が土下座していましたが、今は手のひらを返したような態度。JCOとの補償交渉の席で『被害者の会の会員には補償も賠償もしない』と言われたことまである。おかげで、中性子線に晒された周辺住民はただ、泣き寝入りしているわけです」

死者2人を出した我が国の原子力史上最悪の「東海村JCO臨界被曝事故」から1年が過ぎた。しかし、事故で被曝させられた住民たちの憂鬱は今なお続いている。

### 「村には被曝による被害者など

誰もいない」？

JCOは今年8月末現在、126億6000万円もの賠償金を支払うことで、被災者との間で合意に至っている。その原資は「保険が10億円、残りは親会社である住友金属鉱山からの融資」（JCO総務部・野口周治総務グループ長）で賄っているとのこと。約7000件にもわたった損害賠償請求ではあるが、

これでそのほとんど(98%)が解決したとされる。が、実は140件ほどがいまだに未解決のままだ。

茨城県庁の生活環境部によると、このうち約110件が5000万円以上の請求で、中には数億円にも及ぶものも含まれるとのこと。合意が成立したケースでは補償期間を3か月とするものが多い中、補償期間をどこまで認めるか——などの点でもめているのだとか。

それに加え、冒頭でも触れた「被曝住民への医療費の補償」問題も未解決のまま。住民が訴えている「事故の後遺症」と事故との因果関係を認めていない理由を、JCOの野口・総務グループ長はこう語る。

「経済的な被害に関しては過去の帳簿などを風評被害に関してはなぜ発生したのかという事実とメカニズムをお示し頂いている。ただ、人体への影響については私どもでは判断できないので、医者が『これは放射線の影響だ』とした場合に具体的に検討させてもらうことになるだろう」

——医者 の 診 断 が あ れ ば 支 払 う と ?

「支払うというか、それがあれば具体的な話し合いができる。(国の)原子力安全委員会の健康管理検討委員会の報告からも、具体的な健康への影響が現れることは考えにくい。とはいえ、影響があつたらいけないので、(診断書を)お示し頂いた場合には当然お話し合いをしなければならぬと考えている」

たとえ事故との因果関係を認める診断書を医師に書いてもらえたとしても、それはあくまで補償交渉の「スタート」でしかないらしい。JCOがここまで強気の姿勢を崩さない背景には、JCO野口氏も話すように「原子力安全委員会の健康管理検討委員会の報告」なるものの存在がある。

事故後、国の原子力安全委員会には、被曝住民の健康問題を扱う「健康管理検討委員会」が設置された。その健康管理検討委員会がやった仕事で特筆に値するのは、

①急性の影響(確定的影響)は「発生する線量レベルではない」。

②がん、白血病などの晩発性の影響(確率的影響)については「発生の可能性は極めて小さく、影響を検出することはできないと考え

られる」。

③遺伝的影響は心配ない。

つまり、村には被曝による被害者など誰もいない——とする「検討」結果を発表したことであろう。

見ての通り、この「検討」では被曝したことで自体を被害だとは考えていない。被曝してようやく健康への不安さえ取り除けば、住民の「健康管理」はこと足りると委員会では判断したようだ。そしてJCOはこの委員会の検討結果を逆にとり、『被曝したこと自体には補償しない』とハッキリ言っんです(大泉さん)。

かつて国は水俣病やカネミ油症事件の際、自ら率先して被害者の「認定作業」を行い、その結果、事実上の「被害者の数減らし」を行ってきた。その歴史がここでもまた繰り返されていた。

### 「一概には言えない」調査の信頼性

「原子力安全委員会の健康管理検討委員会の結論は、放射線を被曝したことによる身体的な影響についてのもの。科学的な知見に基づく見解である」

と胸を張るのは、科学技術庁原子力安全課の水元伸一課長補佐。被曝の問題を所管する官庁であり、事故を起こしたJCOの監督官庁でもある科技庁では、周辺住民ら(勤め人も含む)の事故当日と翌日の行動調査を実施した上で個人の被曝線量を推定し、住民ら一人ひとりにその推定線量値を通知していた。

では、その数値には誤差がどれくらいあるのだろうか。誤差を示すことはすなわち、その調査の信頼度を示すことでもある。そこで水元課長補佐に聞いたところ……

\*

「それは専門家にも検討してもらったのだが、『一概に誤差という形では言えないだろう』と……。いろんな要素が入っているので、一概には言えない」

——科技庁の「50ミリシーベルト以下では健康への影響は考えられない」なる見解が出ている中、科技庁で出した推定線量の数値が今、補償交渉の場で判断材料として使われている

わけです。

「その見解は、専門家の方々が広島・長崎の原爆のデータなどをもとに、科学的にそうおっしゃったわけです。原子力安全委員会の健康管理検討委員会は、人体への影響についてどうかという結論を科学的な見地から検討して……」

——しかしそんな専門家の先生方でさえ、誤差は「一概には言えない」と？

「だから専門家に検討していただいたら、そういうことになったと……」

——専門家のそんな説明で、科技庁として納得したのか？

「……はい」

\*

そんなわけで、調査の信頼性は「一概には言えない」こととなった。国民をバカにするにも程があるう。しかし、それでも水元氏は頑として「この数値を見直すつもりはない」という。

これはJCO自身が認めていることなのだが、実測値が15<sup>μ</sup>シーベルトだったのに、推定値では9・5<sup>μ</sup>シーベルト（ともに1cm線量当量）というJCO作業員がいる。前出のJCO・野口氏はこう語っていた。

「私どもの社員については、ホールボディカウンター(体内の放射性物質を計測する機器)で測った実測値がある者がいる。この実測値と計算式に基づく数値(推定値)を8人について比べてみたところ、8人のうちの7人で1・5倍ないしは3倍くらい計算値のほうが高く出た。ただ、1人で計算値のほうが低めに出たんです」

つまり、住民らの推定値にも誤差が入り込んでいる可能性は十二分にあるわけだ。原子力の問題に詳しい京都大学原子炉実験所助手の小出裕章氏は語る。

「現に放射線障害にはまだよくわかっていないところがあるのだから、住民が『被害がある』と言うのなら、それに耳を傾けるのが科学の本来とるべき立場。しかし全然そうなっていない。しかも住民を避難させたのは村長であって、国ではない。国は臨界が継続していることすらわからず、むざむざ住民を被曝させてしまった。国には大変な非があるわけ

です」

そもそも、事故の責任を追及されるべき監督官庁である科技庁に被曝者対策などやらせるから、こんなことになるのである。

現在、「被害者の会」では住民の推定被曝線量の再調査を国に要求している。次回は是非、厚生省にやっていただきたい。

(写真キャプション・大泉さん)「事故の後遺症」を心配する被害者の会の大泉さん。自身も体調不良に苦しんでいる

(キャプション・書類1)

大泉さんの「線量推定値」。ご本人はこの値を全く信用していない

(キャプション・書類2)

JCOからの補償金額の通知。示談書には「本示談書に定める事項以外には相互に何らの債権債務のないことを確認する」とある。応じてしまえば、今後、一切の損害賠償請求がでなくなる

配信元…ルポルタージュ研究所

Copyright (C) 明石昇二郎

URL : <http://www.rupoken.jp>